

第2次  
光市環境基本計画

# HIKARI Basic Environmental Plan

2013-2022

## 第7章

# 計画の推進

冬の風物詩「島田川の水鳥」



1	計画の推進に向けて	70
2	推進体制	70
3	情報の発信と進行管理	71

### 1 計画の推進に向けて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を機に、自然エネルギーや省エネルギーに関する意識の醸成、自然との共生が課題となり、これまで以上に環境に対する関心などの高まりや取組みの必要性が生じています。

本市ではこれまで、地域住民の主体的な参画のもと、「クリーン光大作战」や「白砂青松10万本大作战」などの保全活動を積極的に展開する一方、市独自の地球温暖化対策や児童・生徒への環境教育として、住宅や小中学校への太陽光発電システムの設置を進めるなど、環境問題に対する市民意識を高める取組みを多く実施してきました。

こうした結果、計画策定のために実施した環境に関する市民アンケートでは、本市の宝は豊かな自然環境であると感じている人が非常に多い結果であることや、省エネルギーの推進などの温暖化対策の状況の満足度が増加しています。

こうしたこれまでの取組みや市民意識を糧として、これまで以上に多くの人が環境活動で繋がり、総参加で良好な環境の創造を目指します。

### 2 推進体制

#### (1) 環境審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査、審議するため、市民民間団体等、学識経験者、事業所の代表者からなる「環境審議会」を設置しています。

「環境審議会」は、本計画の策定に関する必要事項の意見を述べる諮問組織であるとともに、本計画の進捗状況の点検評価などを行います。

#### (2) 庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取組みは、本市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取組みが必要です。

本市では、着実な計画推進のために、庁内関係各課が行う施策、事業の進捗管理を定期的に行い、十分な連携・分担のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

### （3）各主体との連携

計画の推進は、市民一人ひとりの意識改革のもとで取り組むことが大切です。市民が環境問題を自らの問題と捉え、環境に対する意識を高め、できることから行動に移せるよう、本計画の周知や環境に関する情報提供、自主的な環境保全活動への支援を行います。

また、事業活動による環境への負荷の軽減が求められます。事業者への環境配慮への取組みの支援などを行い、地域社会の一員としての環境問題への取組みに期待します。

### （4）国・県、関係自治体等との連携強化

本計画を着実に推進するために、国や県、関係自治体等との連携・協力を強化し、広域的な視点からの取組みの推進を図ります。

財源の確保にあたっては、国や県、各種法人の補助金等を積極的に活用します。

## 3 情報の発信と進行管理

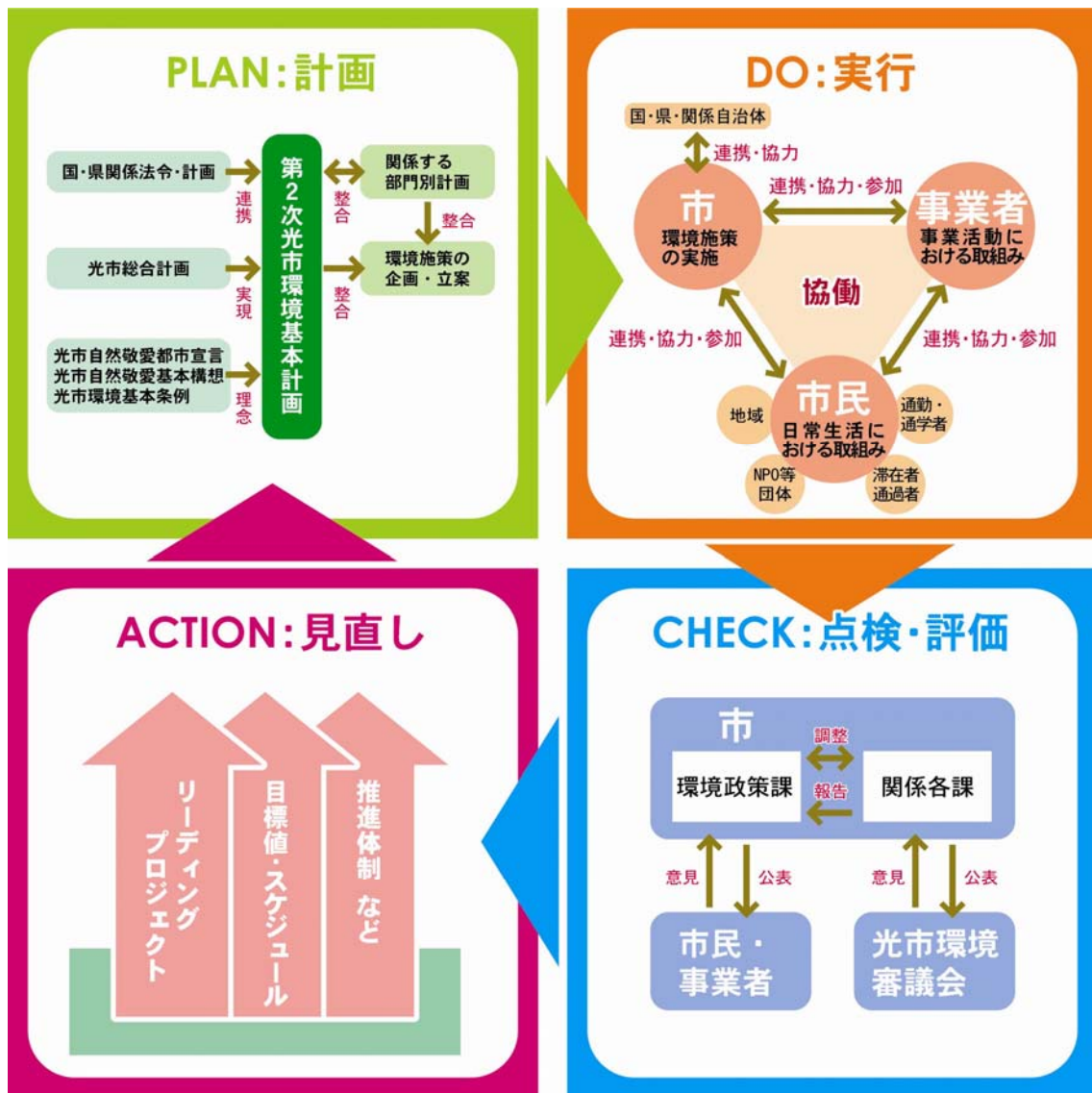
### （1）情報の発信

毎年、本計画に掲げる環境に関する取組みや本市の環境の調査結果等をまとめた「光市の環境」を「環境審議会」に報告するとともに、全市的な進捗管理を図るため、ホームページ等で情報発信します。

### （2）進行管理

計画の進捗管理をP D C Aサイクル（P L A N：計画→D O：実行→C H E C K：点検・評価→A C T I O N：見直し）に沿って行い、毎年の事業結果及び「環境審議会」や市民等からの提言を次の施策・事業に反映します。

【PDCAサイクル】



計画の進捗管理はPDCAサイクルに沿って行います。